

志木市教育委員会後援名義の使用承諾及び志木市教育委員会教育長賞の交付取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志木市教育委員会の後援（以下「後援」という。）の名義の使用承諾及び志木市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援名義等)

第2条 後援において志木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が使用を承諾する名義は、「志木市教育委員会」とする。

2 実施する事業に対し後援名義の使用承諾を受けた者は、当該事業に関し発行する印刷物等に志木市教育委員会が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第3条 教育長賞の交付は、主催者を通じて顕彰すべき参加者に賞状を交付して行うものとする。

(後援の承諾基準)

第4条 後援の承諾基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

ウ 学校又は学校の連合体

エ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体（特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする団体を除く。）

オ 市内を活動拠点とし、教育、芸術、文化、スポーツ等の振興に寄与する団体

カ 教育長が特に必要と認める団体

(2) 事業の内容が、次のすべてに該当するものであること。

ア 市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興等に寄与すると認められ、公共性のあること。

- イ 志木市教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。
- ウ 広く市民を対象とすること。
- エ 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- オ 主催者が、参加者等から原則として入場料、参加料等の費用を徴収しないこと。ただし、費用を徴収する場合にあっては、当該事業の運営に要する必要最小限の経費で、徴収する額及び目的が適正かつ明確であること。
- カ 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。
- キ 参加者等に対し、物品の購入、個人情報の提供などを強制しないこと。

(教育長賞の交付基準)

第5条 教育長賞は、前条の規定に該当する事業であって、参加者が競い合うことにより、技能の一層の向上が期待できると認められるものに交付する。

(後援名義の使用不承諾等)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義の使用承諾及び教育長賞の交付(以下「後援名義の使用承諾等」という。)を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業
- (4) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 裁判、調停等で係争中の事件に関わる事業

(8) 消費生活相談などに複数の苦情が寄せられている団体が主催する事業

(9) 第11条第1項の規定により後援名義の使用承諾等を解除されたことがある団体又は第15条の規定に違反したことがある団体が主催する事業

(10) 前各号に掲げるもののほか、後援の趣旨から不相当と認められる事業

(申込書の提出)

第7条 後援名義の使用承諾等を受けようとする団体は、志木市教育委員会後援名義使用等申込書(第1号様式)に、必要な書類を添付して、事業実施日の30日前までに、教育長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 教育長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る事業について審査を行うものとする。

(承諾の通知)

第9条 教育長は、後援名義の使用承諾等を行うことを決定したときは志木市教育委員会後援名義使用等不承諾通知書(第2号様式)により、後援名義の使用承諾等を行わないと決定したときは志木市教育委員会後援名義使用不承諾通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による後援名義の使用承諾等をする場合において、必要があるときは、当該後援名義の使用承諾等について条件を付することができる。

(変更の届出)

第10条 後援名義の使用承諾等を受けた団体は、当該後援名義の使用承諾等を受けた申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を教育長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更として教育長が認める場合は、この限りでない。

(承諾の解除等)

第11条 教育長は、後援名義の使用承諾等を決定した事業が、次の各

号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該後援名義の使用承諾等を解除することができる。

(1) 申込書、添付書類等に偽りその他の不正があったとき。

(2) 法令に違反したとき。

(3) 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前条の規定による届出をしなかったとき。

(5) その他教育長が必要と認めたとき。

2 志木市教育委員会は、前項の解除により後援名義の使用承諾等を受けた団体に損害を生ずることがあっても、その責めを負わない。

(解除の通知)

第12条 教育長は、前条第1項の規定による解除をしたときは、速やかに、志木市教育委員会後援名義使用承諾等解除通知書(第4号様式)により、後援名義の使用承諾等を受けた団体に通知するものとする。

(後援承諾等通知書の返還)

第13条 前条の規定により、後援名義の使用承諾等を解除された団体は、交付を受けた志木市教育委員会後援名義使用承諾等通知書を、直ちに、返還しなければならない。

(経費負担)

第14条 教育長は、後援名義の使用承諾等に係る経費については、負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第15条 後援名義の使用承諾等を受けた団体は、当該後援名義の使用承諾等を受けた事業の終了後、3月以内に志木市教育委員会後援名義使用承諾等事業実績報告書(第5号様式)に、事業の実施結果に係る書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、後援名義の使用承諾等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年志木市教育委員会規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の志木市教育委員会後援名義の使用承諾及び志木市教育委員会教育長賞の交付取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。